

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：スバル興業株式会社
業者の住所：東京都千代田区有楽町1丁目5番2号
- 2 指名停止措置期間：令和8年6月12日から令和8年8月11日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県
静岡県 山梨県 長野県 新潟県
- 4 事実概要
同社は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札において、事前に受注予定者を決めるなど談合を繰り返した。このことにより、令和8年4月22日、公正取引委員会が、同社を、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表したものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の3

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2 1～2 略 (独占禁止法違反行為) 3 部局の所在する都道府県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第10号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2か月以上9か月以内
4～14 略	